

マンションの 長期修繕計画作成費を補助します

-神戸市マンション管理適正化支援補助事業-

※本補助金の交付は1回までです。

補助の対象となるマンション

1. 神戸市に所在する分譲マンション
2. 長期修繕計画が未作成であること
3. 専有面積の1/2以上が住宅用途であること
4. 竣工した年度の4月1日から5年以上経過していること（2020.3.31以前に竣工）
5. 原則として建築基準法その他関係法令に適合していること
6. マンション管理状況の届出をしていること（又は実績報告書の提出までに届出をすること）

補助申請できる人

マンション管理組合の理事長

補助の対象となる経費

1. 国のガイドライン※に基づいた長期修繕計画を作成するにあたり外部専門家に委託する費用
2. 住宅部分とそれ以外の用途に供する部分が併存するマンションは、住宅部分に係る長期修繕計画の作成費用のみ

※「長期修繕計画作成ガイドライン」国土交通省（令和6年6月改訂）

補助金の額

補助対象経費（消費税除く）×1/2（上限30万円）

※千円未満の端数が生じた場合は切り捨て

申請時の提出書類

申請締切日：令和7年1月31日

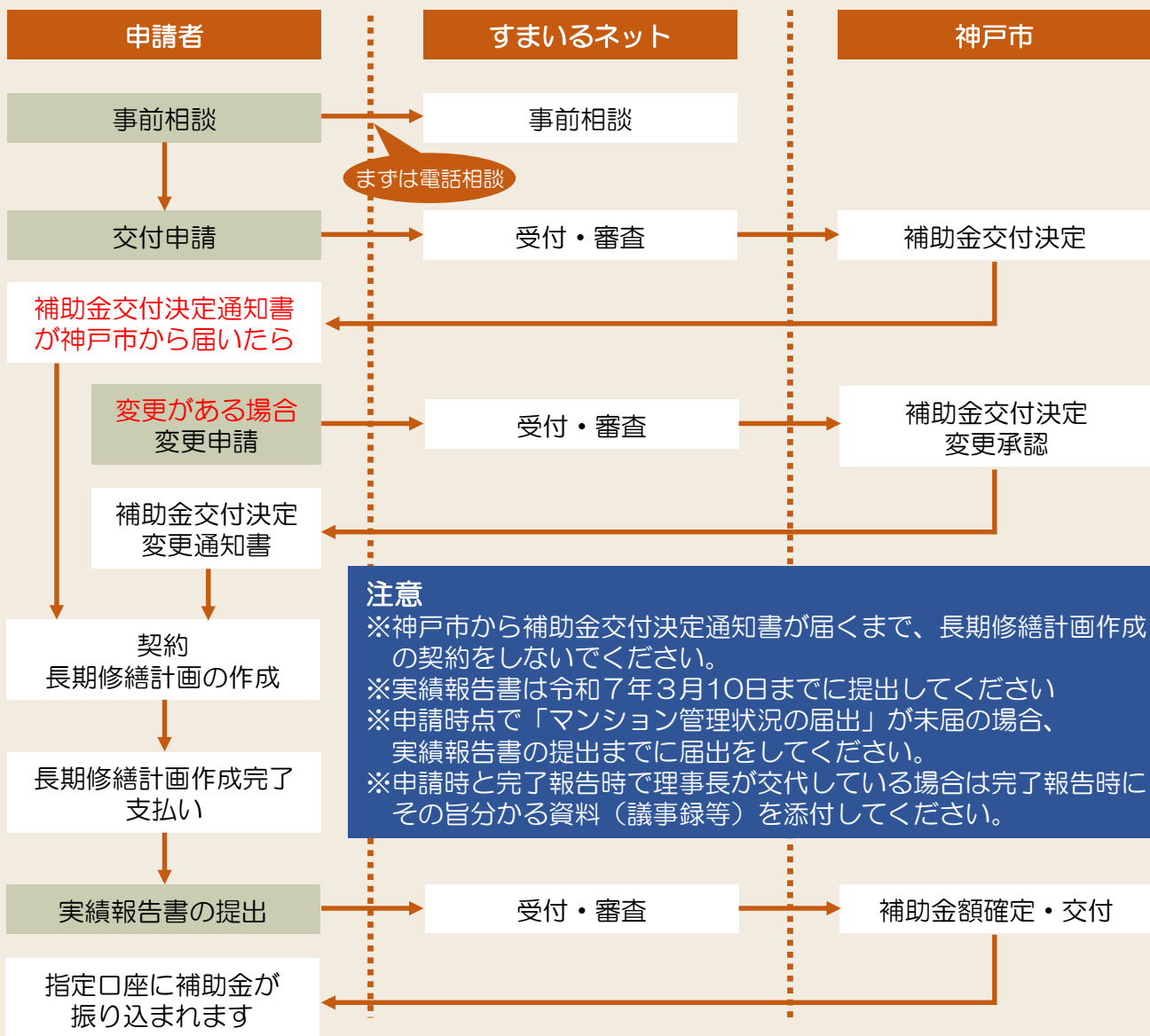
申請書類	注意事項
①補助金交付申請書（様式第1号）	申請者が管理組合理事長であること
②補助金の交付申請及び補助対象事業の実施に関する証書（様式第1号-2）	総会の議事録又は理事会の議事録を添付（事業実施・補助申請することを決議したことがわかるもの）
③補助事業概要書（様式第1号-4）	
④マンションの配置図	敷地形状、マンションの棟数、配置がわかるもの
⑤見積書の写し	補助対象項目と補助対象外項目を分けること
⑥建築年月日が確認できる書類の写し	建物登記簿、完了検査済証等
⑦補助対象経費算出根拠資料（併設用途がある場合）	算出表、管理規約等
⑧委任状	・申請者以外の代理人が申請する場合のみ ・受任者の本人確認書類（免許証等）のコピーを添付又は提示

作成完了後の提出書類

実績報告書締切日：令和7年3月10日

申請書類	注意事項
①補助事業完了実績報告書（様式第7号）	
②長期修繕計画作成に係る契約書の写し	補助金交付決定日以降に契約すること
③委託先からの領収書の写し	長期修繕計画作成費の支払いが完了していること
④長期修繕計画書の写し	国の標準様式に準拠したもの

申請から補助金交付までの流れ



神戸市すまいの安心支援センター すまいるネット

〒653-0042 神戸市長田区二葉町5丁目1-1 アスタくにつか5番館2階

TEL：078-647-9908

FAX：078-647-9912

受付時間：10時～17時(水曜・日曜・祝日定休)



すまいるネット 神戸 検索

【お知らせ】マンション管理相談専用ダイヤルを開設しました(TEL:078-647-9955)